

かすみがうら市在住のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通じて支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に地権者へ戻ります。
- 期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

貸付



農地を借りたい

・規模拡大・新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。
- 口座振替(引落)による賃料支払で、支払の手間を軽減できます。

貸付(転貸)

借受と転貸

茨城県農地中間管理機構（農地バンク）

機構が借り受けられる農地の基準（主なもの）

- 市街化区域以外の農地であること
- 10年以上の貸付が可能であること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 貸借範囲が明確にできること
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

詳しくは、かすみがうら市農林水産課または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

かすみがうら市 農林水産課 TEL.029-897-1111

茨城県かすみがうら市大和田562（霞ヶ浦庁舎）

茨城県農地中間管理機構 TEL.029-350-8687
(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

二次元コードからでも
アクセスできます。

